

2014-A			
国際機関名 (英語略称)	国際海洋法裁判所 (ITLOS)		
英文名称	International Tribunal for the Law of the Sea		
種 別	国連(事務局)	国連(基金・計画)	国連専門機関 その他
【所管官庁担当局課・室名】 外務省 国際法局 海洋室			
【当該国際機関の本部所在地・活動目的等の概要】 国際海洋法裁判所 (ITLOS) は、国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づき、1996年にドイツ、ハンブルクにおいて設立。UNCLOS の解釈又は適用に関する国家間の紛争等を司法的に解決することを目的とする。			
【当該国際機関の財政(2013-2014年予算)】(千ユーロ)			
当該年度の総収入額: 21,297			
当該年度の総支出額: 19,241			
次年度への繰越額: 2,055 (余剰金として決算後締約国に返還されるため、厳密には繰越ではない。)			
会計検査機関名: Ernst & Young GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft (現在の構成員の出身国: 独私企業)			
【任意拠出金の拠出上位5ヶ国等 (2014年のもの)】			
	国 名	金額(千単位・通貨)	拠出率(%) (注)
1位			
2位			
3位			
4位			
5位			
【分担金・義務的拠出金の拠出上位5ヶ国等 (2014年のもの)】			
	国 名	金額(千ユーロ)	拠出率(%) (注)
1位	日本	1,536	14.6
2位	ドイツ	1,012	9.62
3位	フランス	793	7.54
4位	英国	734	6.98
5位	中国	730	6.94
【当該国際機関で働く邦人職員】			
邦人職員数	1 人	当該機関全体の職員数	58 人
うち幹部以上	うち 1 人	及び邦人職員が占める率	1.72 %
【邦人職員が占めている幹部ポスト(Dポスト以上)】			
ポストの名称	職 員 氏 名	備 考	
裁判官	柳井俊二	元外務次官/駐米大使	
【注: 当該国際機関の会計年度】 当該国際機関の会計年度は毎年1月から12月末までとなっている。したがって、我が国(及び他の加盟国)とは会計年度が異なっているため、拠出率の扱い等については暦年となっている。			